

日 時：令和5年8月4日（金）14：30～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、森川総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、中村委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第250回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つございます。

議題1「国税庁（国税関係（受付）事務及び国税関係（賦課・徴収）事務）の全項目評価書（NISA制度導入によるシステム改修等に伴う評価の再実施）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今般、国税庁長官から、「国税関係（受付）事務」及び「国税関係（賦課・徴収）事務」の2件の全項目評価書が提出されました。

初めに、事務の内容とリスク対策の概要の説明を行い、次に、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局による精査結果の説明を行いますので、これを承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

まず、資料1-1に基づいて、「国税関係（受付）事務」の全項目評価書の概要を御説明いたします。

評価対象の事務については、3ページの「②事務の内容」を御覧ください。国税庁は、e-Taxと呼ばれる国税電子申告・納税システムにより、個人番号が記載された所得税や消費税の申告書等の収受を行っております。追加された事務の内容については、8ページ、9ページの別添1の「備考」を御覧ください。e-Taxが認定クラウド等（NISAクラウド）に最新取引金融機関情報を提供し、認定クラウド等（NISAクラウド）において、投資家ごとの投資簿価残高の合計額を算出し、各金融機関及び国税庁に集計後の投資簿価残高の合計額を提供すること、納税者からマイナポータル経由で自己情報の連携依頼を受けて、e-Tax内で保有する源泉徴収票や住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書の自己情報を特定し、納税者に対し、マイナポータル経由でマイナンバーを含まない個人情報を連携することが追記されております。

続きまして、今回追記等いたしました主なリスク対策を御説明します。

まず、特定個人情報の入手に係るリスク対策についてです。22ページ上段の「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」を御覧ください。給与所得情報や年末残高情報の自動入

力を希望する納税者に対しては、申請画面で個人番号を入手する目的（連携可能情報が存在すれば、給与所得情報や年末残高情報を取得できること）を明示し、自動入力を希望する旨の本人の意向を確認するとともに、マイナンバーカードの券面事項入力補助アプリを利用して個人番号を入力することで、不要な個人番号を入力することを防止していること等が具体的に記載されております。

また、24ページ下段の「特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」を御覧ください。給与情報や年末残高情報の自動入力については、納税者の給与情報等をe-Tax内でより正確に特定するために、個人番号に併せて生年月日を用いることが具体的に記載されております。

次に、特定個人情報の提供・移転に係るリスク対策についてです。28ページ上段の「リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク」を御覧ください。特定個人情報の移転を行う際には、移転の日時等を記録したログを一定期間保存し、必要に応じて内容の点検を実施するなどの措置を取ること等が具体的に記載されております。

最後に、29ページ上段の「リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」を御覧ください。特定個人情報の移転については、通信を暗号化した上で、e-Taxと認定クラウド間のみが利用可能な回線を用いて、決められた相手に決められた情報のみ移転する仕組みとしていること等が具体的に記載されております。

「国税関係（受付）事務」の評価書の概要説明については以上となります。

続きまして、「国税関係（賦課・徴収）事務」の全項目評価書の概要を説明いたします。

国税庁は、特定個人情報保護評価に関する規則第13条に基づき、評価書が犯則事件の調査等のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に係るものであり、公表することにより違法行為を助長する可能性が生じるおそれがあることを理由として、一部を非公表としております。

一方、特定個人情報保護評価指針第5の3において、評価実施機関は、公表しない予定の箇所を含む評価書の全てを委員会に提出することとされております。資料1-2が非公表部分を黒塗りにした評価書、資料1-5が通常の評価書となります。本日は、資料1-5を用いて御説明させていただき、委員会ホームページでは資料1-2のみを公表したいと考えております。

それでは、資料1-5に基づいて、全項目評価書の概要を説明いたします。

評価対象の事務については、3ページの「②事務の内容」を御覧ください。国税庁は、e-Taxで受け付けた所得税や消費税の申告書等の処理や納税の管理、税務調査等をKSKシステムで行っています。

追加された事務の内容については、6ページの別添1の「備考」を御覧ください。KSKシステムは、認定クラウド等（NISAクラウド）において、NISAの投資簿価残高の合計額の算出事務を行います。認定クラウド等とKSKシステムの情報の授受は、原則としてe-Taxを介

して、e-Taxと認定クラウド等の双方のみが利用可能な回線により行うことが追加されており、

続きまして、今回追記等した主なリスク対策を御説明します。

まず、特定個人情報の入手に係るリスク対策についてです。202ページ上段の「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」を御覧ください。e-Taxからは、KSKシステムから移転された最新の投資者情報のみを入手することとすることにより、対象者以外の情報を入手することを防止していること等が具体的に記載されております。

また、204ページ下段の「リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」を御覧ください。認定クラウド等（NISAクラウド）においては、国税庁長官が定めるクラウド認定基準に基づき認定を行うこと、国税庁告示に定める安全管理措置については、認定クラウド等の提供事業者及び利用者の責任において、提供事業者及び利用者各々の立場から講じること。e-Taxからの入手では、通信を暗号化した上で、e-Taxと認定クラウド間のみが利用可能な回線を用いて投資者情報の連携を行うこと等が具体的に記載されております。

最後に、特定個人情報の提供・移転に係るリスク対策についてです。209ページ上段の「リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク」を御覧ください。年末残高情報については、年末残高情報の提供の希望があった納税者の情報のみ移転すること等が具体的に記載されております。

「国税関係（賦課・徴収）事務」の評価書の概要説明については以上となります。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料1－3及び1－4に基づき、事務局による精査結果を御説明いたします。

まず、資料1－3に基づき、「国税関係（受付）事務」について説明いたします。

まず、「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から審査しています。

次に、「国税電子申告・納税特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているか、といった観点から審査しております。

事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、11ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の74番では、認定クラウド等（NISAクラウド）へ最新の投資者情報を移転し、認定クラウド等（NISAクラウド）から申請等を受け付ける際のリスク対策について、75番では、先ほどの概要説明におけるリスク対策でも触れておりますけれども、納税者から依頼のあった源泉徴収票又は住宅取得資金に係る自己情報をマイナポータル経由で連携する際のリスク対策について具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載し、いず

れも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案といたしまして、4点記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

次に、資料1-4に基づき、「国税関係（賦課・徴収）事務」について御説明いたします。

まず、「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から審査しております。

次に、「特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査しております。

事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、25ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の74番では、認定クラウド等（NISAクラウド）への非課税口座に係る投資簿価残高の合計額の算出業務を委託する際のリスク対策について具体的に記載しているかといった観点から審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、26ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案といたしまして、4点記載しております。

(1)として、リスク対策として、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は以上となります。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、国税庁に対して委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

事務局からの説明は以上となります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

大島委員、お願いいたします。

○大島委員 御説明ありがとうございました。

NISA投資簿価残高の合計額算出業務について、一言申し上げたいと思います。

国税庁が新たに認定するNISAクラウドにおいて、令和7年度よりNISAの投資簿価残高の合計額の算出業務が行われるということです。NISAに係る情報は、個人の資産に係る情報であるため、その重要性は高く、漏えい等が発生した場合、個人の権利利益に重大な影響を与え得ることは想像に難くありません。

NISAクラウドは、国税庁長官の定める基準を満たしていることの認定を受ける前提ですが、NISAクラウドの提供事業者が、受託事務の適切な実施を確保するために国税庁が定めるリスク対策を確実に遵守し、国税庁が、NISAクラウドの提供事業者に対して必要かつ適切な監督を行うことにより初めてリスクの軽減を達成できるものと言えます。

国税庁が取り扱う情報の重要性については、国税庁自身が何より理解していると思いますが、委託先事業者の監督など万全を期すことで、この事務が適切に運用されることを期待したいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、私も一言申し上げます。今回、国税庁が実施する年末残高情報及び給与情報の連携の手続は、マイナポータルを経由して連携が行われることとなります。国税庁においては、今回の事務の実施に当たり、マイナンバーを巡る一連の事案を踏まえて、同様の事案が発生しないように、特定個人情報ファイルの取扱いに係るリスクを分析した上で、リスク対策を講じているものとみられます。

ただ、事務を取り巻く情報技術等の環境の変化により、今後新たなリスクが特定されることも考えられるため、事務の特性やシステムの構成等を踏まえて継続的にリスク対策の検討を行う必要があることに留意していただきたいと考えます。

特に修正の御意見がないようでありますので、原案のとおり評価書を承認したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。事務局からの説明のとおり、資料1-1、1-2、1-3、1-4及び当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は御退席願います。

(監視・監督関係者以外退室)

○丹野委員長 では、議題2「監視・監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について非公表)

○丹野委員長 本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。